

第28回

「ゼロ災55」無災害運動

運動期間 平成28年11月7日(月)～12月31日(土)の55日間

【平成28年度スローガン】

育てよう 危険を危険と感じる心 常に考え55ゼロ災

※本スローガンは 王子製紙(株)米子工場 田中拓郎 氏の作品です。

平成28年度(第28回)「ゼロ災55」無災害運動実施要綱 (抄)

ゼロ災55「5つの柱」

- ・転倒災害防止対策の推進
- ・墜落・転落災害防止対策の推進
- ・はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・交通労働災害防止対策の推進
- ・健康確保対策の推進

災害防止団体等の実施事項

- ・本運動の広報
- ・関係事業場への実施事項の周知
- ・事業場の実施事項に関する指導援助
- ・関係事業場に対する安全衛生パトロールの実施
- ・安全衛生教育の実施促進

労働局・労働基準監督署の実施事項

- ・本運動の広報
- ・安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- ・労働災害防止団体等が行う災害防止活動に対する指導援助

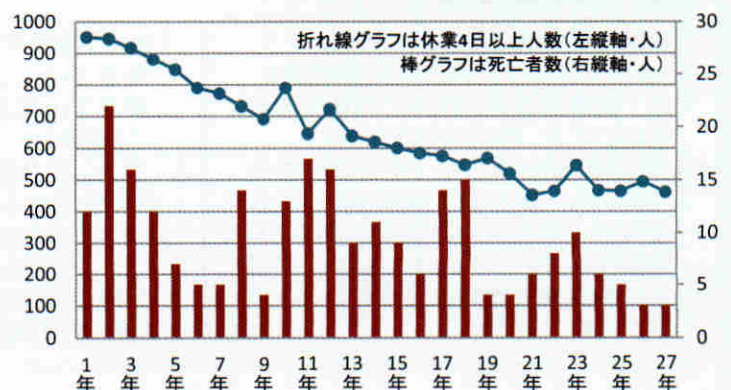
事業場の実施事項

- ・経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- ・安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- ・安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- ・『安全「見える化」とっとり運動』への参加
- ・危険性・有害性の調査によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- ・5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- ・積雪・凍結時における安全対策の徹底
- ・定常・非定常作業における作業手順の見直し
- ・交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- ・効果的な安全衛生教育の実施
- ・心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- ・健康診断と事後措置の実施
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- ・「ゼロ災55」無災害運動及び年末年始無災害運動の推進大会等の実施

主唱:鳥取労働局 鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

協賛:鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
建設業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県採石協会
日本ボイラ協会 鳥取支部
建設荷役車両安全技術協会 鳥取県支部
労働者健康安全機構 鳥取産業保健総合支援センター
日本労働安全衛生コンサルタント会 鳥取支部
鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議

労働災害による被災者数の推移



ゼロ災55 「5つの柱」

1 転倒災害防止対策の推進

平成27年に発生した転倒災害による被災者数は110人で全被災者の23.8%を占めました。各業種で働く労働者数を考慮して転倒災害の発生状況を見ると、下のグラフに示すように、突出して多発している業種はなく、「どの業種でも発生する事故」といえることが言えます。

転倒災害を防ぐには

転倒災害の発生場所の多くは普段使用する「通路」などです。通常は通路で転倒することは少ないのですが、急いでいて走ったり、荷物を抱えていたため両手がふさがったり、足下が見えなかったりして「転倒」します。

転倒災害は通常危険を感じることに少ない場所で、危険を意識しない行動により発生します。転倒災害を防止するためには、一人一人が危険性を認識して行動することが欠かせません。

「狭い」、「段差がある」、「傾斜がある」、「物が置いてある」、「見通しがきかない」、「凍結している」などの危険要因は「注意を喚起する掲示」を行って、「危険に見える形で表す」といった取組が効果的です。

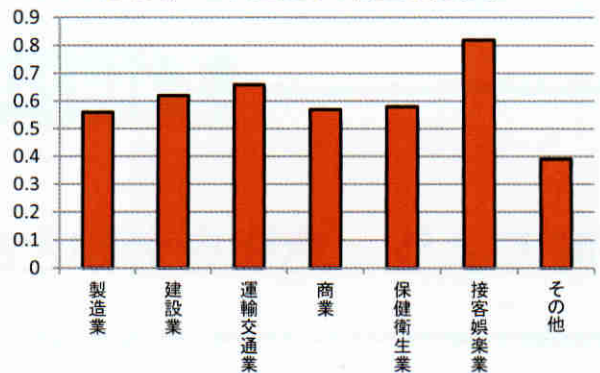
労働安全衛生規則の規定

- ・ 作業場へ通ずる場所や作業場内には安全な通路を設けて、常時有効に保持すること（540条）
- ・ 主要な通路には、通路であることを示す表示を行うこと（540条）
- ・ 通路は通常の通行が出来る程度の採光や照明を行うこと（541条）
- ・ 屋内の通路は、用途に応じた幅を確保すること、つまずきやすべりなどの危険を除くこと（542条）
- ・ 機械と機械の間、機械と設備の間の通路は幅を80センチメートル以上にする（543条）
- ・ 作業場の床面はつまずきやすべり等の危険が無いものとする（544条）

※ 厚生労働省HPの「STOP! 転倒災害プロジェクト」

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>) も参考にしてください。

労働者1000人当たりの発生頻度(人)

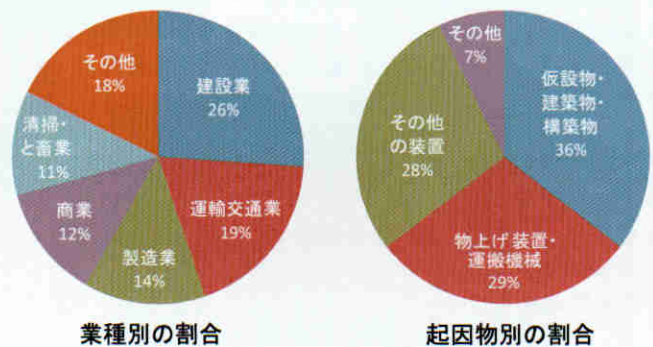


2 墜落・転落災害防止対策の推進

平成27年に発生した墜落・転落災害は96人で全被災者の20.8%を占めました。業種別では建設業が最多となっています。続いて、運輸交通業、製造業及び商業の順です。

また、起因物についてみると、「仮設物・建築物・構築物」が最多ですが、具体的には足場、屋根、開口部などを指し、「物上げ装置・運搬機械」は、クレーン、トラック、フォークリフト、コンベアなど、「その他の装置」は、はしご、脚立、電力設備などです。

墜落・転落災害は、建設業以外の業種でも発生しています。墜落・転落災害を防止するためには、安全な作業場所の確保、高所での手すりの設置、トラック荷台作業時の安全確保対策などに留意する必要があります。



労働安全衛生規則の規定

【運搬機械等関係】

- ・ フォークリフト等の荷役運搬機械は、乗車席以外の場所に労働者を乗せないこと（151条の13）
- ・ 最大積載量5トン以上のトラックの積み込み・積み卸し作業を行うときは床面と荷台の荷の上面との間に昇降設備を設け（151条の67）、作業者に保護帽を着用させること（151条の74）

【建設工事等関係】

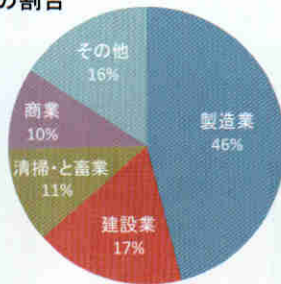
- ・ 高さ2m以上の作業場所には安全な作業床を設けること（518条）
- ・ 高さ2m以上の作業床の端等には手すり等を設置すること（519条）
- ・ 高さ、深さが1.5mを超える箇所で作業を行うときは安全な昇降設備を設けること（526条）
- ・ 墜落の危険のある場所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと（530条）
- ・ 足場における高さ2m以上の作業場所には、規則で定められた要件を備えた作業床を設けなければならないこと（563条）

3 はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

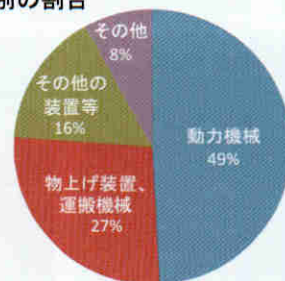
平成27年に発生した、はさまれ・巻き込まれ災害による被災者数は63人で、全被災者の13.6%を占めました。業種別では製造業が最多で全体の46%を占めました。また、起因物別では、産業用ロボット、加工機械、建設機械などの「動力機械」が最多で全体の49%を占めましたが、移動式クレーン、トラック、フォークリフト、コンベアなどの「物上げ装置、運搬機械」も27%を占めました。

災害防止対策の基本は、機械の回転部等へのカバーの設置、自動運転の機械の可動部への立入禁止、回転部分や刃部を清掃する際の機械停止の励行・徹底、共同作業時の合図の徹底、運転者・操作者からの死角の安全確認などがあります。

業種別の割合



起因物別の割合



労働安全衛生規則の規定

【動力機械等関係】

- ・ 動力で動作する回転部分等にはカバー等を設けること（101条）
- ・ 動力機械の掃除、修理等を行う場合は運転を停止すること（107条）
- ・ ボール盤等での作業時は手袋の使用を禁止すること（111条）
- ・ プレス機械等のスライド（可動）部分、作動部分に囲い等を設けること（131条、147条）
- ・ 動作中の産業用ロボットに接触することによる危険がある箇所には柵、囲い等を設けること（150条の4）

【荷役運搬機械等関係】

- ・ あらかじめ使用する機械や作業場所に応じた安全な作業計画を定めること（151条の3）
- ・ フォークリフト等を使用して作業を行うときは機械や荷に接触する危険場所に立入らせないこと（151条の7）
- ・ フォークリフト等の運転位置から離れる場合は、フォーク等の荷役装置を最低降下位置に置き、エンジンを停止して、サイドブレーキを確実にかけるなどの措置を行うこと（151条の11）

【車両系建設機械関係】

- ・ 運転中の車両系建設機械に接触する恐れのある箇所に労働者を立ち入らせてはならないこと（158条）

4 交通労働災害防止対策の推進

平成27年に発生した交通事故による労働災害の被災者数は25人で全被災者の5.4%を占めました。業種別では運輸交通業が6人（24%）、製造業、通信業及び保健・衛生業が各4人（16%）等で、自動車等を使用して仕事を行う業種で多発しています。

交通労働災害の防止のためには、組織的に安全運転、交通法規の遵守等の気運を高めるための取組が重要です。

また、過去10年間（平成18年～平成27年）の死亡労働災害を事故の型別で分類すると、交通事故が19人（30%）で最多です。交通事故は被災の程度が重篤となる傾向があります。

過去10年間の死亡災害の事故の型別割合（数字は人数）



「交通労働災害防止のためのガイドライン」では、

- ・ 安全衛生管理体制の確立
- ・ 適正な労働時間管理
- ・ 安全教育の実施
- ・ 安全意識の高揚対策の実施

などを求めています。

5 健康確保対策の推進

労働安全衛生法では、事業者は常時使用する労働者を雇い入れる際に「雇入れ時の健康診断」を、また雇入れ後は1年以内ごとに1回、有害業務等一定の業務に従事する労働者には6月以内ごとに1回、定期的に「健康診断」を行うこととされています。これらの健康診断を行った後は、

- ① 健康診断の結果、所見がある労働者については健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴き、聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること
 - ② 事業者は医師の意見を勘案し、必要がある場合は、労働者の意向を踏まえた上で、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮など就業上の措置を講じること
 - ③ 健康診断の結果、特に健康の保持が必要と認められる労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努めること
- とされています。なお、産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場では、地域産業保健センターの産業医を利用することができます。

定期健康診断有所見者率（%）



安全「見える化」とっとり運動

安全の「見える化」は、職場に潜む危険を写真や注意書きなどにより「目に見える形」にする効果的な安全衛生活動の取り組みです。

①危険を防止するための「見える化」

見えない危険を絵や文字で「見える化」することで、現場の労働者の自らの気づきを促します。



階段下り口の表示



積み上げ高さの制限



②安全衛生情報の「見える化」

ルールなどの情報を「見える化」することで、作業を安全で合理的に行うことができます。



安全通路の明示

③安全衛生活動の「見える化」

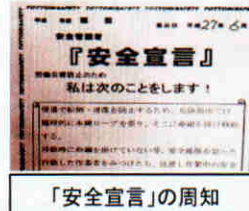
安全衛生活動を「見える化」することで、安全衛生レベルが上がります。



天井に設けた円形の鏡



ドアに貼られた注意事項



「安全宣言」の周知



5Sの徹底の呼びかけ

ストレスチェック制度の流れについて

労働安全衛生法の改正により平成27年12月1日から、常時50人以上の労働者を使用する事業場では年に1回のストレスチェックと面接指導の実施等が義務づけられました。その手順等は以下のとおりです。

ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ

